

# 「障がい者のしおり 2023」 の使用にあたって

◆この「障がい者のしおり」は、足立区が行っている障がい者向けのサービスを中心に、相談窓口や制度、事業内容等を項目ごとにまとめて掲載しています。

◆まず、目次（1 から 4 ページ）や障がい施策の一覧（5 から 10 ページ）で必要な制度やサービスを探し、該当のページで具体的な内容をご確認ください。

各項目の内容説明は、紙面の都合で簡略化している場合がありますので、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

◆特に記載のあるものを除き、原則として、令和 5 年 7 月時点のサービス内容等を掲載していますが、変更予定を含め、できるだけ最新の内容を掲載するようにしています。

各記事の内容は、変更される場合もありますので、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

◆事業によっては事前に申請・登録などが必要な場合がありますので、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。

## ◆【「障害（がい）」の表記について】

この「しおり」では、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、人を形容するものについて、「障がい」とひらがなで表記しています（例 身体障がい者、視覚障がい など）。また、法令に定められた名称、施設名など特定の固有名詞を表す場合は「障害」と漢字で表記しています（例 障害者総合支援法、身体障害者手帳、東京都心身障害者福祉センター など）。